

○長崎県市町村職員共済組合業務機械処理及び管理運営に関する規則

〔昭和62年8月26日〕
規則第69号

改正

昭和63年 8月11日規則第 72号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、長崎県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）の業務機械化に伴う電子計算組織の適正な管理運営及び個人情報等の保護に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中央電子計算組織 電子計算組織における中央処理装置をいう。
- (2) 端末装置 中央電子計算組織と接続したデータの入・出力装置をいう。
- (3) 記憶媒体 磁気ディスク、磁気テープ、フロッピーディスク等データを記憶している媒体をいう。
- (4) 磁気記録 記憶媒体に記録されているデータ及び集合体をいう。
- (5) ドキュメント システム設計書、プログラム説明書、操作手引書その他電子計算処理をするための取扱要領等をいう。
- (6) 個人情報等 磁気記録に記録される組合員、被扶養者及び所属所に関する情報で、個人又は所属所を特定することができるものをいう。
- (7) 事務局長、総務課長、総務課、課 それぞれ組合の事務局の事務局長、総務課長、総務課及び課をいう。

(運営の基本)

第3条 組合は、電子計算組織の運営に際して、業務の効率的処理を図るとともに組合員及び被扶養者の基本的人権を尊重し、個人情報等が十分に保護されるよう努めなければならない。

(労働衛生管理体制の整備)

第4条 理事長は、端末装置を操作する者に対し、環境管理、作業管理、健康管理及び労働衛生教育に関する必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第2章 機械処理委員会

(機械処理委員会)

第5条 電子計算組織による組合業務及び個人情報等の適切な管理を行うため機械処理委員会（以下「処理委員会」という。）を組合に置く。

- 2 処理委員会は、委員8人で組織する。
- 3 前項の委員は、理事長、理事、事務局長、及び組合事務局のその他の職員のうちから理事長が指名する者1人をもって充てる。

4 組合の理事である委員の任期は、組合の理事の任期とする。

(議事)

第6条 処理委員会は、電子計算組織に記録する個人情報等についての入・出力データの決定を行うほか電子計算処理に当たっての問題等を審議するものとする。

2 処理委員会の運営は、満場一致制とする。

(雑則)

第6条の1 この規則に定めるもののほか、処理委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第3章 電子計算処理

(記録処理の制限)

第7条 電子計算組織に記録処理する個人情報等は、組合の業務に係るもので、処理委員会の議を経たものとする。

(新規開発等)

第8条 前条に規定するもののほか、新たにその所掌する業務に関し、電子計算処理をしようとするとき又は電子計算処理の内容を変更しようとするときは、処理委員会の議を経るものとする。

第4章 電子計算組織の管理

(電子計算組織の管理)

第9条 中央電子計算組織は、事務局長が管理する。

2 端末装置は、当該端末装置が設置されている課（以下「端末設置課」という。）の長が管理する。

(中央電子計算組織の操作者)

第10条 中央電子計算組織は、事務局長が指定する総務課の職員が操作する。

2 前項以外の課の職員が、中央電子計算組織を操作しようとするときは、総務課長の承認を受けなければならない。

3 総務課長は、前2項に規定する操作に当たり、その実績を記録し、保管しなければならない。

(端末装置の操作者)

第11条 端末装置は、端末設置課の職員が操作する。

2 端末設置課の職員以外の者は、端末装置を操作しようとするときは端末設置課の長の承認を受けなければならない。

(電子計算組織の操作)

第12条 中央電子計算組織及び端末装置は、次の各号に掲げる場合を除き、操作してはならない。

- (1) 業務処理を行うとき。
- (2) プログラムの作成又は保守を行うとき。
- (3) 中央電子計算組織又は端末装置の調整又は準備を行うとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事務局長又は端末設置課の長が特に認めたとき。

(端末装置に係るデータの保護措置)

第13条 事務局長は、中央電子計算組織に記録されたデータを保護するため、端末装置に技術的なデータ保護の措置をしなければならない。

第5章 磁気記録等の管理

(磁気記録の管理)

第14条 事務局長は、磁気記録について、保存期間を定め、消去するなど適切に管理しなければならない。

(記憶媒体の管理)

第15条 事務局長及び端末設置課の長は、記憶媒体を所定の保管用具に収納し、適切に管理しなければならない。

(ドキュメントの管理)

第16条 中央電子計算組織及び端末装置のドキュメント（全国市町村職員共済組合連合会が開発する基幹システム設計書及びプログラム説明書を除く。）は、事務局長が管理する。

第6章 個人情報処理の保護

(個人情報処理の範囲)

第17条 電子計算組織により処理する個人情報等の範囲は、処理委員会が決定する。

(個人情報の記録の制限)

第18条 電子計算組織に記録する個人情報等は、組合の業務を処理するために、必要かつ最小限のものでなければならない。

(個人情報の利用の制限)

第19条 電子計算組織に係る個人情報等は、組合の業務を処理するため以外に利用してはならない。

(個人情報等の管理)

第20条 個人情報等を的確に管理するため、処理委員会の委員のうちから個人情報等保護管理者を置く。

2 第11条の規定により端末装置を操作する者は、個人情報等を入・出力しようとするときは、個人情報等保護管理者の許可を得て行うものとする。

(秘密の保護)

第21条 電子計算組織により個人情報等を記録処理する業務に携わる者又は携わっていた者は、その業務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報等の外部からの受入れ及び提供の制限)

第22条 個人情報等は、次の各号に掲げるものを除き、外部から受け入れ又は外部へ提供してはならない。

- (1) 法令に定めがあるもの
- (2) 処理委員会が必要と認めたもの

第7章 雑則

(委託)

第23条 電子計算組織に係る事務処理を外部に委託するときは、個人情報等の保護について必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、昭和62年8月26日から施行する。

附 則（昭和63年8月11日規則第72号）
この規則は、昭和63年8月11日から施行し、昭和62年8月26日から適用する。